

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン

(公社) 全国学校図書館協議会

2020年5月14日策定

2020年6月19日更新(8月17日/9月9日一部修正)

2021年10月19日(一部修正)

2022年11月30日(一部修正)

2023年3月1日(一部修正)

新型コロナウイルス感染症拡大防止の国の施策下において、学校は臨時休校措置が取られた。学校再開後も感染症対策を講じた上での教育活動が求められている。

そのような状況下においても、学校図書館は、児童生徒の読書活動や学習活動を可能な限りサポートし、児童生徒の学びを保障することが必要である。

本ガイドラインは新型コロナウイルス感染拡大を防止するために、学校図書館としてどう対応するか、基本的な在り方を示す。なお、学校図書館は学校の管理下にあるので、基本的な感染症対策は、文部科学省等が示す指針を踏まえた学校の方針に従うこととなるため例えば職員の健康管理・検査の勧奨や休憩スペース等の共用部における対策(消毒の徹底等)については記載せず、学校図書館内で想定される事情について記載する。

また、今後国が示す方針や感染症の状況、専門家等の知見を踏まえ、必要に応じ随時更新する。

2020年 国 の 方 針 等 に 関 す る 情 報

※2021.10.19 一部修正

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部が決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和2年3月28日(令和2年5月25日変更)
- ・文部科学省「教育活動の実施等に関するQ & A」文部科学省HPにて、随時更新
* https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00032.html
- ・文部科学省総合教育政策局地域学習推進課「休館中の図書館、学校休業中の学校図書館における取組事例について」(令和2年4月23日付事務連絡)
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日作成)
- ・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(令和2年9月3日 Ver.4 作成)
- ・文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて」(令和2年6月5日付文部科学事務次官通知)
- ・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(令和2年12月3日 Ver.5 作成)

2021年 国 の 方 針 等 に 関 する 情 報 ※2021.10.19 一部修正

- ・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(令和3年4月28日 Ver.6 作成)
- ・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(令和3年5月28日 4.28er.6 一部修正)
- ・厚生労働省「2021年10月版 新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」 * <https://www.mhlw.go.jp/content/000788485.pdf>
- ・「昨今の感染状況及び最新のエビデンスを踏まえた業種別ガイドライン改訂並びに遵守・徹底等について(依頼)」(令和3年8月20日付事務連絡)

2022年 国 の 方 針 等 に 関 する 情 報 ※2023.3.1 一部修正

- ・新型コロナウイルス感染症対策分科会「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策について」(令和4年2月4日)
- ・厚生労働省チラシ「ゼロ密を目指そう！」
- ・厚生労働省HP「咳エチケット」
- ・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(令和4年4月1日 Ver.8 作成)
- ・厚生労働省「2021年10月版 新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」 * <https://www.mhlw.go.jp/content/000788485.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症対策分科会「換気の提言」(令和4年7月14日)
- ・「昨今の感染状況及び最新のエビデンスを踏まえた業種別ガイドライン改訂並びに遵守・徹底等について(依頼)」(令和3年8月20日付事務連絡)
- ・「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策について(令和4年10月19日事務連絡)
- ・「マスクの着用に関するリーフレットについて(更なる周知のお願い)」(令和4年10月19日事務連絡)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による公立学校臨時休業状況調査の結果について(令和4年10月14日)

2023年 国 の 方 針 等 に 関 する 情 報

- ・内閣官房新型コロナウイルス等感染対策推進室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項について」(令和5年年1月27日)
- ・内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長「マスク着用の考え方の見直し等について」を踏まえた業種別ガイドラインの見直しについて(依頼)(令和5年2月10日付事務連絡)

学校図書館としての基本的な考え方

※2021.10.19 一部修正 2022.11.30 一部修正 2023年3月1日一部修正

- * 人命尊重を最優先とし、国が示した感染症対策や文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を基本に対応を図る。
- * 学校図書館は、学校教育の場であるので、学校図書館活動の再開、運営、休館等については所属する教育委員会の方針に基づき、学校図書館長である校長の指示に従う。
- * 学校図書館長である校長がリーダーシップを発揮し、司書教諭や学校司書と連絡を密にして、感染症対策を講じながら、児童生徒のために最善の方法を考え、活動できるようにする。
- * 児童生徒間、教職員、保護者等、感染症罹患者や病院勤務者等関係者に対し、差別しない、差別させない。
- * 人と人とが触れあわない距離での間隔を確保する。
- * 児童生徒、教職員等が学校図書館を利用する前後は、石鹸やハンドソープと流水による手洗いをする。
- * 機械による常時換気や気候上可能な範囲で2方向の窓を開けるかたちでの常時換気に努める。常時換気が難しい場合は、こまめに（30分に1回以上）数分間程度（1回あたり5分以上）、窓を全開にする。
- * マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とする。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう留意する。個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、学校図書館を利用する児童生徒及び教職員等に対して、マスクの着用を呼びかける必要はない。
- * マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、学校が感染対策上の理由によって、児童生徒及び教職員にマスクの着用を求めることは許容される。
- * 病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないように十分配慮するとともに、適切な感染対策を講じる。
- * 咳、くしゃみをする際には、ティッシュやハンカチなどを使って、口や鼻を押さえる咳エチケットが重要である。
- * 感染症拡大防止のために休館にした場合でも、学校図書館は感染症対策を講じた上で、学校図書館としての機能を可能な限り果たす活動を工夫し、児童生徒の学びをサポートする必要がある。
- * 常に感染症に関する最新情報を収集すると共に、WEBサイトでの情報発信、SNSなどを通じて、可能な限り他の学校図書館や公共図書館等との情報交換をし、よりよい状況で児童生徒に対応できるように努める。

リスク評価

※2021.10.19 一部修正 2022.11.30 一部修正 2023.3.1 一部修正

児童生徒、教職員、保護者等、学校図書館利用者の動線や接触箇所等を考慮したリスク

評価をした上で、感染症対策を講じる。現状の確認や改善点の提案のため、管理職立ち会いのもとに行うのが望ましい。

1) 飛沫感染リスク評価

- マスクの着用は、個人の判断に委ねることを基本とし、着脱を強いることがないよう配慮するが、学校が感染対策上着用を求めることは許容される。
- 学校図書館内の換気状況を確認する。
- 人と人とが触れあわない距離を確保する。
- 館内で、児童生徒等が会話する場面や場所がどこにあるか。

2) 接触感染リスク評価

- 他者と共有する物品や場所と接触頻度を特定する。
- 特に接触頻度の高い部位は、消毒をする。

例)

- | | | |
|------------|-------------|-----------------|
| ・ 出入口のドアノブ | ・ 窓の棧 | ・ アクリル板 |
| ・ 書架 | ・ 貸借カウンター | ・ テーブル |
| ・ 椅子 | ・ 照明等のスイッチ | ・ 水道の蛇口 |
| ・ タブレット端末 | ・ インターフォンの釦 | ・ PC のキーボードやマウス |
- など

3) 施設の感染リスク評価

- 開館した場合、児童生徒の利用が多くなることが推測できるため、利用する時間帯を分散させるなどの工夫を試みながら、観察し、評価する。

4) 感染状況のリスク評価

- 学校のある地域において、感染拡大の可能性が報告された場合、所属する教育委員会の方針や校長の指示に従い、対応について検討する。
- 感染症拡大の状況によっては、対応を強化することがある。

【留意点】 ※2021.10.19 一部修正 2022.11.30 一部修正 2023.3.1 一部修正

○基本的には、**新型インフルエンザ等対策特別措置法**に基づく感染症拡大防止策を徹底することが重要。

- ・ 人と人とが触れあわない距離を確保する。
- ・ 発熱またはその他の感冒様症状を呈する児童生徒の利用制限
- ・ 学校図書館利用前後には、石鹼やハンドソープと流水による手洗いをする。
- ・ マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とすること。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう留意する。個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、学校図書館を利用する児童生徒及び教職員等に対して、必ずしもマスクの着用を呼びかける必要はない。
- ・ マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、学校が感染対策上の理由

によって、児童生徒及び教職員にマスクの着用を求めることは許容される。

- ・館内の換気（対角の窓を開ける。出入口は開けたままにする。）乾燥する場面では、湿度 40%以上を目安に加湿する。寒冷な場合であっても、暖気を維持しながら、常時換気又はこまめな換気をする。その際、換気量を維持しながら暖気を保つため、こまめに大きく窓を開けるのではなく、常時小さく窓を開ける等の工夫は可とする。
- ・館内の清掃・消毒を定期的かつこまめに行う。特に他者と共有する物品、場所など接触感染リスクの高いところは、特に消毒を徹底する。

休校中及び学校再開後の学校図書館

新型コロナウイルス感染症対策の具体的な対策や取組例

※2021.10.19 一部修正

2022.11.30 一部修正

2023.3.1 一部修正

- 新型コロナウイルスが付着した場合、どのようにすれば感染の影響がなくなるか、専門家の見解等信頼できる情報源からの情報を収集し、児童生徒、教職員にも科学的根拠を示し、安心して利用できるように周知する。
- 通常の時でも指導している学校図書館利用前後の手洗いを引き続き指導し、実行させる。
- 施設・備品等の消毒の頻度や方法については、文部科学省や地域・学校の基準に則る。
- 休館や在宅勤務を命じられた場合は、展示・掲示物の作成やブックリストの作成、これまでの実践のまとめなど、休館中や在宅勤務でも対応可能な作業を進め、学校図書館再開に備える。（個人情報等の持ち出し禁止などは、通常の規則を厳守する。）
- 人と人が触れあわない距離での間隔を確保する。

開館にあたって

※2021.10.19 一部修正 2022.11.30 一部修正

- ・司書教諭、学校司書は、通常以上にこまめに連絡を取り合い、情報を共有する。
- ・校長は、学校図書館長として、館内の感染症対策を日々確認する。
- ・ボランティアの受入等については、教育委員会や学校の判断に従う。
- ・児童生徒のこと、消毒薬のこと、感染症予防のことなど、事務担当者や養護教諭などとも連絡を取り合い、情報を共有する。
- ・真正面の座席配置回避またはアクリル板等のパーティション設置等を実施する。
- ・石鹸やハンドソープと流水による手洗いのことなど、児童生徒の目にとまるようにポスターなど掲示し、注意を喚起する。（国や自治体などが作成している児童生徒向けポスターもあるので、利用するのもよい。）

資料の貸出等に関すること

※2021.10.19 一部修正 2022.11.30 一部修正

- ・図書等に新型コロナウイルスが付着した場合の対策は、科学的根拠に基づいた最新の研究結果から、国の機関など信頼できる情報^(注1)をもとに、学校図書館としての対応を検討し、根拠を示した上で学校図書館として、どのように対応するかを周知する。
- ・現時点において、アメリカ国立アレルギー感染症研究所が公表しているウイルス死滅の時間は、ボール紙は24時間、プラスチックは72時間とされている。
- ・紫外線照射による消毒は、照射表面の新型コロナウイルスに対する効果は期待できるが、人体に誤って照射された場合の健康リスクもあるため、通常の使用は推奨しない。
- ・書架の図書は、貸借に限らず多くの児童生徒が触れた可能性があるため、図書に触る前後に石鹸やハンドソープと流水での手洗いについて、貸出時や授業等で、児童生徒に注意する。
- ・感染者が発生した場合の消毒については、学校や教育委員会等の指示に従う。症状のない濃厚接触者が触った物品については、消毒は不要。
- ・貸出返却で児童生徒が良く手を触れる部分（ブックトラック等）を確認しておき、文部科学省や地域の基準に則って適切に拭き取り掃除・消毒等を行う。
- ・地域の感染症の状況で休校・休館になった際、オンラインや電話、FAX等も可能な限り用い、来館せずに貸出予約ができるようにする。予約貸出のみ行う場合は、できる限り宅送や直接人が接触しない対応で貸借する。送料は、管理職等の指示を受ける。

【注1】

- * 首相官邸 WEB サイト 新型コロナウイルス感染症対策について
<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html#shinchaku>
- * 厚生労働省 WEB サイト 新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html
- * 世界保健機関 (World Health Organization : WHO) Q&As on COVID-19 and related health topics
<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/question-and-answers-hub/>
- * アメリカ国立アレルギー感染症研究所 (National Institute of Allergy and Infectious Diseases : NIAID) New Coronavirus Stable for Hours on Surfaces
<https://www.niaid.nih.gov/news-events/new-coronavirus-stable-hours-surfaces>
- * 国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-01.html>

カウンター業務に関すること

※2021.10.19 一部修正 2022.11.30 一部修正 2023.3.1 一部修正

- ・貸借カウンター前など、人と人が対面したり、人が並んだりする可能性がある場所では、大声を出さないこと、人と人が触れあわない程度の距離を確保すれば良い。対面時間は、短時間でできるように考慮する。
- ・レファレンスなど個別に利用者対応をする場合は、会話は必要最低限にとどめる。

閲覧等、学校図書館利用に関すること

- ・利用者の混雑を避けるために、利用スケジュールを調整する。
- ・図書館報や学校及び学校図書館の WEB サイトを通じて、利用に関する情報を発信する。
- ・閲覧する場合、児童生徒が対面しないように工夫し、椅子を配置する。
- ・閲覧する場合は、児童生徒どうしの密着を防ぎ、複数名で読まないように指導する。
- ・飛沫感染防止のため、大声を出さないよう指導する。
- ・電子書籍サービスなどを活用する。
- ・グループ活動で話し合いをする場合は、短時間で話し合いをするなどルールを設ける。
- ・児童生徒に人気の図書など閲覧時の密集が予想される資料は、密集を防ぐため、配架場所を空き教室など十分なスペースを取れる場所に移動するか、貸出のみとし館内閲覧を中止する。
- ・特別な配慮を必要とする児童生徒に対しては、一般的な感染防止対策のうえに、個々のニーズに合わせて、対応する。

情報発信

○感染症対策のみならず、学校図書館について地域の方々にも知ってもらう機会となるので、図書館報や学校及び学校図書館の WEB サイト、自治体の広報誌などを通じて広報、情報発信することが必要である。

(感染症対策等の情報)

- ・図書館報や学校及び学校図書館の WEB サイトを通じて、感染対策などを周知する。
- ・利用スケジュールを管理し、可能な日時を児童生徒に周知する。

(学びに関する情報)

- ・文部科学省「学びの応援サイト」の紹介。
- ・電子書籍で閲覧可能なサイトや公共図書館が配信しているコンテンツなどを紹介する。
- ・教職員や学校図書館担当者によるブックトーク動画などを配信する。
- ・学校図書館オリエンテーションや探究学習の進め方など、通常は対面で指導していた内容の動画配信やプリント等を使った指導などを工夫する。
- ・動画授業実施の教員に対し、資料提供、場所提供などのサポートをする。
- ・課題等に関するブックリストを配信する。
- ・探究学習を進められるようなワークシートの準備やオンラインで活用できるような情報を発信する。

蔵書点検など

- ・児童生徒がすぐに利用できるような準備を進めておく。
- ・休館中には、児童生徒の利用率、蔵書の配分比率確認など、データ処理や分析をして、今後蔵書に関してどのようにアップデートすればよいか方策を立てる。
- ・スケジュール調整など教科担任や学級担任との打合せの際に、学校図書館の蔵書を見てもらい、授業の計画や、図書購入計画などの情報収集をする。同時に、払出し対象となる図書なども教員と共に確認しておく。

展示物など

- ・展示してあるぬいぐるみや観葉植物などは、洗濯できるものは洗濯する。
- ・カーペットや畳などのスペースを可能な範囲で拭き取り掃除をする。
- ・カーテンを洗濯する。
- ・生徒作品などは、アクリルケースに入れたり、クリアファイルなどに入れたり、拭き取りができるように工夫する。
- ・触ることで理解を深めていくようなものに関しては、利用前後手洗いをするような表示をしたり、その都度声をかけたりする。

予算等に関すること

- ・感染症拡大防止のために、通常の学校図書館に関する予算だけでは不足することが考えられる。図書費など通常必要な予算額を減額することなく、感染症対策のための予算を確保することが必要となる。司書教諭・学校司書は、何がどのくらい必要なのかをリストアップしておく。管理職は、子どもたちの学びを支える学校図書館に何が必要か、何をすべきか常に気を配り、予算獲得など教育委員会にも働きかける。場合によっては、広報手段を使って、金銭的サポートだけではなく、物的サポートなど、地域にも呼びかける。

電子書籍等

- ・今後の対応もあるので、導入に関して情報収集や検討する。
- ・学習に活用できるサイト一覧などを作成する。

イベント開催など

※2023.3.1 一部修正

- 学校の方針や校長の指示に従うことを基本とする。
- ・ イベント開催にあたっては、校内放送等の活用、学年やクラスを分散して行う方法など、可能な限り児童生徒が楽しんで行える方法を工夫して取り組む。
- ・ 対面での読み聞かせは、密にならないように人と人が触れあわない距離を置くなど感染症対策を講じて、工夫して取り組む。

授業再開後の児童生徒のケアなど

- 学校が再開となり、それまでの生活を学校生活のリズムに切り替えていく間、中にはすぐに適応できない児童生徒も出てくることも考えられる。学校図書館の3つの機能（読書センター・情報センター・学習センター）の他に、文部科学省 2008 年の子どもの読書サポーターズ会議では「心の居場所」ということが言われている。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/meeting/08092920/1282751.htm

担任、養護教諭やスクールカウンセラーなどとも連携しながら、本来の業務に支障のない範囲で対応する。

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、これまで以上に人と会話することなど、人との関りが希薄になることで、心理的に安定しない児童生徒がいる場合も考えられる。学校図書館が、学校生活の中で利用されるとき、児童生徒及び教職員にとって居心地の良い場所になるような工夫をする。

その他

- ・ 国や教育委員会、関連機関が作成する基準やガイドラインなどの情報をチェックし、最新情報の収集に努める。
- ・ 感染症対策の注意事項を書き出したものを掲示したり、リーフレットなどで示したり、随時利用者の注意を喚起する。
- ・ 蔵書がデータベース化されていない館は、今後のことも見据えて対応可能かどうか検討し、データベース化をできるだけ進める。
- ・ 児童生徒のこと、消毒のこと、感染症対策のことなど、事務担当者や養護教諭などとも連絡を取り合い、情報を共有する。
- ・ 今後も感染症拡大防止のために必要なものが生じることが予測できる。必要なものをリストアップしておく。